

一徳通信

井上一徳舞鶴事務所 FAX 0773-62-1015

衆議院議員

いのうえ かずのり
井上一徳

No58



まず、一人 10 万円の支給を

●4月7日の総務委員会で、私は緊急経済対策の目玉として打ち出される「現金給付」について「スピード」と「わかりやすさ」をもって行うよう要請したところですが、更に、十分な所得がある方に対しては所得額が確定した段階で返還請求をするとした上で、日本の全住民を対象に10万円を速やかに給付すべきと提案をしました。

支給対象としている「世帯主」とは

- 更に4月14日の衆議院総務委員会では「現金給付」の問題点と支給対象としている「世帯主」について質疑を行いました。
- 世論調査の結果を見ても多くの方が納得していない政府の「現金給付策」。同じ厳しい状況にありながら、支給される世帯と支給されない世帯に分断されるのですから当然だと思います。危機的状況において国民が一致団結すべきときに、国民を分断するような政策をとるべきではありません。
- 世帯主には、世帯構成員であれば「誰でも」、「何人でも」、「いつでも」なれるという考え方もあるそうです。もしそうであれば、妻や子供も世帯主となり、減収の基準に当てはまれば現金給付が受けられることになります。例えば、
 - ・学生であっても世帯主になれば減収で10万円以下になった場合に支給される
 - ・世帯主(夫)の収入は変わらず、配偶者(妻)の収入が激減した場合、妻も世帯主にすれば支給されるといった具合です。
- 政府に対しこの点について確認を求めましたが、はっきりした答弁はありませんでした。危機的状況においてはスピード感とわかりやすさが大切です。原則として日本の全住民を対象にした一律現金給付制度に改めるべきことを強く求めました。この総務委員会の質疑の様子は、<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php…>をご覧下さい。また、YouTubeの「魂の国会チャンネル」でも流されています。



領海侵入を繰り返す中国に対し毅然たる抗議を！

- 4月10日の外務委員会では、最近の中国の海洋行動と帰国困難者に関して議論しました。

最近、尖閣諸島周辺での中国公船の行動が活発化し、3月20日、4月8日には領海侵入が生じています。中国公船の行動は前期と比べても5割増しという状況で、中国は東シナ海のみならず南シナ海でも強硬姿勢を示し、地域の緊張が高まっています。

日本をはじめ国際社会全体が新型コロナウイルスという敵と闘っている最中に、このような横暴な行動を許すわけにはいきません。

中国革命の父と言われ、今でも中国・台湾双方から尊敬の念を集めている孫文は、神戸での講演(1924年)で、「日本は西洋霸道より、東洋王国を目指せ」という話をしました。

日本は武力の道ではなく、仁義道徳の道を歩んでほしいという趣旨です。私はこの話は今の中国にこそふさわしいと思っています。

- 茂木外務大臣からは「今、我々が戦うべきなのは新型コロナウイルスだ。そのように思っている。尖閣諸島周辺海域において、中国公船による接続水域航行及び領海侵人が継続しているおり、今まで外交ルートを通じて、また会合の席でも王毅外相のいる前で明確に日本の立場、現状の申し入れをしているが、大使を呼ぶのがいいのか、もう一回王毅外相に言うのがいいのかよく考えてみたいと思う」との答弁がありました。

